

定 款

丸藤シートパイル株式会社

東京都中央区日本橋本町1丁目6番5号

丸藤シートパイル株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、丸藤シートパイル株式会社と称する。

2. 英文では、MARUFUJI SHEET PILING CO., LTD.
と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、国内外において次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 建設用資材の販売、賃貸、修理、製作および加工
- (2) 土木建築工事の設計施工および請負
- (3) 建物、構造物の解体工事
- (4) 建設に関するコンサルタント業
- (5) 運送業
- (6) 倉庫業
- (7) 建物、設備、機器装置の保守管理および清掃業
- (8) 機械器具の賃貸および販売
- (9) 一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬、保管、処分および再生
- (10) 発電および売電に関する事業
- (11) 障害福祉サービスに関する事業
- (12) 農産物、海産物の生産、加工および販売
- (13) 造園、園芸および緑化に関する事業
- (14) 内外物資の輸出入および販売
- (15) 不動産の売買、賃貸および仲介
- (16) コンピューターを利用したソフトウェアの開発および販売
- (17) 損害保険代理業、旅行業者代理業および労働者派遣業
- (18) 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公 告 方 法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、14,766,700 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、譲渡すべき自己株式を保有していないときは、この限りではない。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集 の 時 期)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 18 条 当会社の取締役は、11 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役の中より、代表取締役社長を選定する。

3. 取締役会は、その決議によって取締役会長を選定することができる。

(招集権者および議長)

第 22 条 取締役会の招集および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において指名する取締役がこれにあたる。

2. 前項の招集権者および議長に支障があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにかわる。

(招 集 通 知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(決 議 の 方 法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席しその過半数をもって行う。

2. 当会社は、取締役（当該決議事項について決議に加わることができるものに限る）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報 酬 等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益
(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社
法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠
償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除する
ことができる。

2. 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第 423 条
第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定
する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 28 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選 任 方 法)

第 29 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上
を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定
時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までと
する。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(招 集 通 知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(決 議 方 法)

第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報 酬 等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事 業 年 度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第 38 条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中 間 配 当)

第 39 条 取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 40 条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。